

北海道立北見体育センター
要 求 水 準 書

令和3年10月

北海道環境生活部スポーツ局スポーツ振興課

第1 本書の位置付け

本要求書は、指定管理者が行う業務の細目を定めるとともに、指定管理者に北海道立北見体育センター（以下「体育センター」という。）の管理を行わせるに当たり、北海道（以下、「道」という。）が要求する、指定管理者が提供すべき公共サービスの水準等を示すものである。

指定管理者の候補者の審査に当たっては、業務計画書の内容が、次に掲げる要求水準を全て満たすものであるかどうかについて審査を行う。なお、業務計画書の作成に当たっては、要求水準の一つでも満たしていない場合又は要求水準を満たすことが確認できない場合は、必須項目審査により選定対象外となることに留意し、業務の細目毎に、業務の処理方法その他の仕様について明確にするものとする。

指定管理者は、指定期間を通じて、本書に定める要求水準を満たすよう指定管理業務を遂行し、道は、指定管理者による業務の遂行状況及び公共サービスの水準が、要求水準を満たしているかどうかについて、定期に又は随時にモニタリングを行う。

なお、道は、申請者の提案の内容又は指定期間における指定管理者の業務の遂行状況等を勘案し、要求水準書の内容について、必要な見直しを行う場合がある。

第2 業務の細目及び要求水準

指定管理者は、体育センターの使命及び目的を踏まえ、次に掲げる管理運営の基本方針等に沿って、効果的かつ効率的に本業務を遂行するものとする。

1 体育センターの使命

より多くの道民に、体育・スポーツ活動や文化・教養的なイベント等に気軽に親しめる環境を提供することにより、道民の生活の安定と本道のスポーツ振興の充実を図る。

2 目的【上記使命を具体化するため、管理運営事業を通じて達成しようとする成果】

- (1) 指定管理業務等を通じて、施設を利用した体育・スポーツ活動事業への参加を促し、利用促進を図る。
- (2) 日常的な保守点検等の業務を適切かつ効率的に実施し、利用者に安全で快適な利用環境を提供する。
- (3) 地域及び管内の住民が身近にスポーツ・文化活動等に参加でき、地域と一体化した協働を推進する。

3 基本方針等

(1) 基本方針

ア 施設の位置づけ

- a 道民のスポーツ活動を一層盛んにしていくための多様なスポーツに対応した、オホーツク圏における広域的な拠点施設
- b 本道の特色である屋外・冬季スポーツ研修施設

イ 主な事業内容

- a 公認スポーツ大会をはじめとする各種スポーツ、文化・教養的イベントの開催
- b 競技選手や一般のスポーツ愛好者のためのトレーニングや健康づくり
- c だれもが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツの振興
- d 各種スポーツ指導者の養成・研修
- e 屋外・冬季スポーツの情報提供

(2) 運営方針

ア オホーツク圏のスポーツ振興の拠点としての役割を担う施設

- a 多様なスポーツ活動への対応
- b 全国的・全道的規模の競技会への対応
- c トレーニングセンターとしての機能
- d 健康、体力づくりセンターとしての機能
- e スポーツ指導者研修センターとしての機能
- f 屋外・冬季スポーツ情報センターとしての機能

イ 利用者ニーズを踏まえたスポーツ・文化・教養的イベント等多目的に活用できる施設

(3) 維持管理方針

ア 利用者が快適に利用できるよう、施設及び設備の適切な維持管理を行う。

イ 施設の利用状況を常に把握し、効率的な保守点検及び警備等を実施し、事故、災害、犯罪等を未然に防止する。

4 管理の目標

指定管理者は、本業務の実施に当たり、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成16年11月26日北海道規則第125号。以下「規則」という。）第10条に基づき、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標（以下「管理の目標」という。）を達成するため、必要な措置等を講じるものとする。

なお、知事は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年10月19日北海道条例第89号）第4条の規定により指定管理者候補者の選定を行う際、同条第2号の基準に基づき申請者の業務計画書の内容が、管理の目標を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかについて審査し、必要な指示等を行うとともに、管理の目標に係る達成状況に関し、定期的に公表する。

体育センターの「管理の目標」は、別紙1のとおりである。

5 業務の細目及び要求水準

指定管理者が行う業務の範囲及び細目事項並びに要求水準は、次のとおりとする。

◆施設維持管理業務

項 目	内 容	要 求 水 準
1 施設の維持管理に関する業務		
①施設設備等保守管理業務	対象範囲：①建築物の内外壁、柱、建具、床、階段等の各部位及び各室 ②電気・機械及び防災設備 ③運動用具、トレーニング機器及びその他の物品等 ④他屋外の各スペースを構成する部材等	
法定点検等	・別記の1に基づき、設備等法定点検及び必要と認められる点検を行う。	・法令の定めに従い点検し、必要な対応を行う。
法定以外の点検等	・別記の2に掲げる業務を行う。	・施設整備を適正に維持するための点検を行う等必要な対応を行う。
事務所、体育用具、トレーニング機器、その他物品等の管理	・業務を処理するために要する室及び供与物品（別紙）の管理 ・供与物品の廃棄等の異動が生じる場合は、道へ報告する。	・室及び供与物品を善良な管理者の注意をもって管理する。
修繕	・競技場等各施設を構成する各部材の点検及び修繕	・各部材の劣化、破損、変形等について日常的に点検し、迅速に修理・修繕等を行い、機能上、安全上、美観上良好な状態に保つ。
施設管理の記録・保存	・施設の管理状況及び修繕状況を電子データで蓄積・管理する。	・施設の管理、修繕の状況を正確に記録し保管するとともに、記録した内容を定期的に道に報告する。
②地球温暖化防止対策及び環境維持管理業務	対象範囲と内容：①省エネルギーに係る業務計画、業務報告 ②敷地内外回り及び建物内のゴミ処理、清掃 ・燃料等の使用量その他燃料の使用の状況及び電気の使用量その他電気の使用状況 ・対象範囲のゴミの収集・搬出 ・対象範囲の日常・定期・特別清掃の実施 ・施設敷地内の草刈	・施設利用者が安全かつ快適に利用できるようゴミの収集・搬出を適宜行う。 ・清掃は、日常・定期・特別清掃を適宜に組み合わせた作業計画を策定・実施し、施設内の美観と衛生を保つ。
③警備業務	対象範囲：施設敷地内	
巡視・点検等	・施設敷地内の定期巡視、利用指導、建物・工作物等の点検を適切に行う。	・施設の利用状況を常に把握し、事故、災害、犯罪等を未然に防止し、財産の保全を図る。 ・毎日、定期に巡視・点検を行う。
夜間警備業務	・施設の夜間における警備	
記録管理	・巡視及び警備の実施状況を記録管理する。	
④除雪業務	・施設敷地内等の除排雪を行う。	・利用者が安全かつ快適に利用できるように、積雪時に実施する。
2 その他		
①その他体育センター利用者の安全確保に必要な業務		・天候、施設の混雑度及び利用者の状況に応じて適宜安全指導等を行う。
②道が行う行政財産の使用許可及び行政財産の貸付けに伴う、各種メーター数値の確認及び報告		・行政財産の使用許可及び貸付けによる建物使用料の算出に必要な電気等の使用数値等を、道の求める時期までに報告する。（毎月）

◆ 施設及び事業運営業務

項 目	内 容	要 求 水 準
1 体育、スポーツ振興等事業に関する業務		
①各種競技大会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの国際化等に伴う各種スポーツ、文化的イベント等の開催のための誘致活動を積極的に行う。 ・ホームページの有効活用など、利用促進に係る広報・PR活動を積極的に行う。 ・スポーツ合宿時の利用促進を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関係団体、地元自治体、住民団体等と連携、協力し、効率的かつ効果的な利用促進策を実施する。 ・管理の目標に定める利用促進に関する達成目標を達成する。
②道民の体育、スポーツ振興のための事業開催	<ul style="list-style-type: none"> ・道民が気軽に施設を利用し、スポーツに親しめる機会の提供を行う。 ・道民ニーズに基づいた各種スポーツ教室等の事業を開催する。 	
2 体力・健康づくりのための事業に関する業務		
①道民の健康・体力維持向上のための測定等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング、体力測定に関心のある道民を対象に、機器を活用したトレーニングや健康体力測定等の普及促進を図る。(トレーナー等による技術支援・助言等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特にトレーニング機器の安全な利用を指導し、事故の防止に心がけること。 ・業務にあたっては、現行機器と同等以上の機能、効果を有する機器を使用する。(現行機器については別紙のとおり)
3 スポーツ情報提供のための事業に関する業務		
多様なスポーツ情報のニーズに応えるために、スポーツ、特に屋外・冬季スポーツに関する情報の提供を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ・道民のニーズにあったスポーツ情報の提供に努める。 ・スポーツ情報を体育センターのホームページ等で公表する。
4 施設運営に関する業務(スポーツ活動等のための施設の提供)		
① 利用窓口		
ア利用者への接遇	<ul style="list-style-type: none"> ・案内、各種受付、利用承認、利用指導等適切かつ丁寧な対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者窓口に必要な人員を配置し、適切かつ丁寧に対応する。 ・障がい者及び高齢者等の利便に配慮する。 ・苦情に対し迅速かつ適切に対応し、速やかに道に報告する ・判断が困難な場合は、速やかに道に連絡し、その指示を受けるものとする。 ・設備等については定期的な点検を行うほか、貸出し、回収の都度、安全点検を行う。
イ苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの苦情等に回答、対応 ・苦情処理経過の記録及び道への報告 	
ウ利用調整	<ul style="list-style-type: none"> ・体育センターの利用に関し、団体等との調整を行う。 	
エ設備、運動用具等貸出業務	<ul style="list-style-type: none"> ・体育センターの設備及び運動用具等の貸出しを行う。 	
②利用料金収受等業務		
ア 規定	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道立体育センター条例(以下「設置条例」という。)の規定により適正に処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置条例及び規則の定めるところにより、適切に利用料金を収受し、又は減免等を行う。 ・利用者に対する不当な差別的取扱いがないようにしなければならない。
イ 利用承認	<ul style="list-style-type: none"> ・設置条例第9条の規定によりあらかじめ利用承認をする。ただし、条例第10条各号に該当するときは承認してはならない。 	
ウ 利用の制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・設置条例第12条の各号に該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する。 	
エ 利用料金の収受	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を利用しようとする者から、当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受する。 	
オ 利用料金の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等に係る利用料金については、設置条例第13条で定める利用料金の額を上限に、指定管理者が道の承認を受けて定める。 ・変更の場合も同様とする。 	
カ 利用料金の還付	<ul style="list-style-type: none"> ・既納の利用料金は還付しない。ただし、北海道立北見体育センター管理規則で定める基準に基づき全部又は一部を還付できる。 	
キ 利用料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道立北見体育センター管理規則等で定める基準により利用料金の減免を行う。 	
③ 利用促進業務		
ア 広報等		<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治体、住民団体等と連携、協力し、効率的かつ効果的な利用促進
広報活動		
		<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントの誘致等

	パンフレット等 行事案内 インターネット	・パンフレット等の作成及び配布 ・毎月行事案内の作成及び配布 ・体育センターのホームページで利用状況、施設概要、各種イベント等の情報提供を行う。	策を実施する。 ・管理の目標に定める利用促進に関する達成目標を達成する。 ・満足度調査は日常的に実施し、年度末にその結果を報告する。
	イ 利用者の満足度の把握	・利用者のニーズを把握するため満足度調査の実施及び道への報告 ・実施方法について、あらかじめ道と協議する。	
5	地域住民等との協働推進に関する業務 近隣市町村・スポーツ団体等、地域住民と共に行う事業の企画・運営		・気軽に、地域住民が参加できる取組を実施する。
6	事故処理等に関する業務		
	①事故発生時対応		
	ア事故処理	・施設内での事故発生（事故、盗難、急病人、けが人等）時には、直ちに被災者へ必要な措置を施し、管轄の警察署等関係機関へ連絡・通報するなどの適正な事故処理を行うとともに、速やかに道に報告するものとする。 ・事故後の安全対策を適切に行う。	
	イ安全対策	・事故後の安全対策を適切に行い、被害の拡大及び再発を防止する。	
	ウ連絡体制	・事前に関係機関も含めた適正な緊急時連絡体制を確立する	
	エ保険加入	・協定に定める施設賠償責任保険に加入する。	
	②災害時対応		
	ア施設の利用禁止等	・災害、荒天、事故等により施設の区域若しくは各施設の利用が不可能と認められる場合、又は、施設の管理上やむを得ない場合で緊急を要する場合において、あらかじめ道の了解を得ることが困難である場合は、供用時間の変更、施設の利用禁止、立入禁止区域の設定、その他必要な措置を講ずる。	
	イ利用者の安全確保	・台風、地震、火災等の災害時には、利用者の誘導等安全確保を万全に行う。	
	ウ応急措置	・台風、地震、火災等の災害による復旧のうち、風倒木の除去、枝葉の除去、支柱の手直し等の軽微なものについては、指定管理者がこれを行うものとする。なお、倒木の復旧、撤去等については、道と協議の上、その復旧にあたることとする。	
	エ道に対する報告	・上記の場合、いずれも速やかに道に報告するものとする。	
7	各種報告等に関する業務		
	①事業報告書	・規則第9条に基づき、業務実施状況等について毎年度終了後30日以内に道に報告する。なお、利用者数実績については、設置条例別表に定める区分及び時間帯別の内訳を報告するものとし、利用料金の減免については、減免区分別の減免件数を報告するものとする。	
	②利用状況の報告	・毎月の施設の利用状況及び利用料金収入について、翌月の10日までに道に報告する。	
	③その他	・その他道が必要と認めるもの	
8	指定管理者の名称の表示 施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と表示設置者（管理者）である道の連絡先を体育センター内に表示するとともにパンフレット等にも明示するものとする。		
9	その他 指定管理者は、上記業務のほか、体育センターの業務を円滑に推進するため必要な業務を行うものとする。		

施設保守点検項目

- 1 法定点検等
 施設の定期点検 専門家による定期点検・整備を行い、体育センターの安全性を確保する。
 (定期点検結果及び整備内容を記録し、管理する。)

項 目	回 数
空調・給排水設備保守点検	毎日
貯水槽清掃業務	年1回
排水設備清掃業務	年1回
電気設備保守点検	月1回 ただし、臨時点検は随時行うこと
自動ドア保守点検	年3回
地下貯油槽点検	年1回
消防設備保守点検	年2回 (総合点検1回、機器点検1回)
ばい煙濃度測定	年2回
室内環境測定	年6回
エレベーター設備保守点検	月1回
建築基準法第12条第2項及び第4項の規定に基づく定期点検	規定回数

- 2 法定以外の点検等

体育機器点検
移動観覧席保守点検

管 理 の 目 標

指定期間	令和4年度から令和8年度まで	施設名	北海道立北見体育センター
------	----------------	-----	--------------

- 1 北海道立北見体育センターの使命
より多くの道民に、体育・スポーツ活動や文化・教養的なイベント等に気軽に親しめる環境を提供することにより、道民の生活の安定と本道のスポーツ振興の充実を図る。
- 2 目的【上記使命を具体化するため、管理運営事業を通じて達成しようとする成果】
 (1) 指定管理業務等を通じて、施設を利用した体育・スポーツ活動事業への参加を促し、利用促進を図る。
 (2) 日常的な保守点検等の業務を適切かつ効率的に実施し、利用者に安全で快適な利用環境を提供する。
 (3) 地域及び管内の住民が身近にスポーツ・文化等に参加でき、地域と一体化した協働を推進する。
- 3 達成目標及び業績指標【指定期間を通じて達成すべき成果及び具体的な指標】

(1) 利用促進

達成目標及び業績指標	基準年 2ヶ年 平均	指 標 値					評価基準	評価 比率	評価 点
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8			
①施設利用者数の増員 【年間146千人以上確保】	145,798 人	146,000 人	146,000 人	146,000 人	146,000 人	146,000 人	指標値 +10%以上 +5~10%未満 ±5%未満 -5~10%未満 -10%未満	1.2 1.1 1.0 0.9 0.8	20
②全道規模のスポーツ大会 開催誘致【年間15大会以上】	15 大会	15 大会	15 大会	15 大会	15 大会	15 大会	指標値 +3大会以上 +1~2大会 指標回数 -1~2大会 -3大会以下	1.2 1.1 1.0 0.9 0.8	10
③管内規模のスポーツ大会 開催誘致【年間68大会以上】	68 大会	68 大会	68 大会	68 大会	68 大会	68 大会	指標値 +3大会以上 +1~2大会 指標回数 -1~2大会 -3大会以下	1.2 1.1 1.0 0.9 0.8	10

(2) 安全かつ快適な利用環境の提供

達成目標及び業績指標	基準年 3ヶ年 平均	指 標 値					評価基準	評価 比率	評価 点
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8			
○施設内における日常的な巡回・安全指導を効果的に実施し、施設利用者による事故発生件数を年間2件以内とする。	0件	2件 以内	2件 以内	2件 以内	2件 以内	2件 以内	指標値 -2件以下 -1件 指標件数 +1件 +2件以上	1.2 1.1 1.0 0.9 0.8	10
○職員資質の向上（安全管理・サービス向上に関する研修の開催（2回以上））	2回	2回 以上	2回 以上	2回 以上	2回 以上	2回 以上	指標値 +2回以上 +1回 指標回数 -1回 -2回以下	1.2 1.1 1.0 0.9 0.8	10

(3) 地域住民等との協働推進

達成目標及び業績指標	基準年 3ヶ年 平均	指 標 値					評価基準	評価 比率	評価 点
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8			
○近隣市町村・スポーツ団体等との共催事業及び協働による取組の実施（3回以上）	2回	2回 以上	2回 以上	3回 以上	3回 以上	3回 以上	指標値 +2回以上 +1回 指標回数 -1回 -2回以下	1.2 1.1 1.0 0.9 0.8	10

(4) 利用者満足度の調査

達成目標及び業績指標	基準年 3ヶ年 平均	指標値					評価基準	評価 比率	評価 点
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8			
○利用者満足度の向上 指定管理業務に関する満足 度調査で満足と回答した利用 者の割合を75%以上とす ること。	78%	75% 以上	75% 以上	75% 以上	75% 以上	75% 以上	指標値 <ul style="list-style-type: none"> 85%以上 75~85%未満 70~75%未満 60~70%未満 60%未満 	1.2 1.1 1.0 0.9 0.8	30

達成度の評価方法

評価点合計	評 価

- 1 「評価点合計」及び「評価」
大項目ごとの評価点の合計数値によりランク分けし、AAA～Cにより評価

	判 定	点 数
総 合 評 価	AAA・・・非常に適切な管理運営である	110点以上～120点以下
	AA・・・十分に達成水準を満たしている	100点以上～110点未満
	A・・・達成水準を満たしている	90点以上～100点未満
	B・・・やや達成水準を満たしていない	80点以上～90点未満
	C・・・不適切な管理運営である	80点未満

2 調整点

目標設定時点では到底予測できなかった特殊事情のため、目標達成できなかった場合に限り、評価点を調整して加点を行う。

調整点は、不測の事態等により目標値に対する達成率が著しく低い場合に加点することとし、総合評価段階で総点数の一割程度の10を加点する。

別紙

現行のトレーニング機器リース物品一覧

	品名	規格・仕様等	呼称	数量
1	BB4000 SSマシン チェストプレス	負荷記載表示が実際に手元にかかる負荷値を表示 ウエイトスタック部分の前後がカバーで覆っている ウエイトの刻み(プレート1枚増やした重さ)が2.5kg以下 体型に合わせてスタート位置がワンタッチで調節可能 ツウエイグリップを採用	台	1
2	BB4200 SSマシン ショルダープレス	負荷記載表示が実際に手元にかかる負荷値を表示 ウエイトスタック部分の前後がカバーで覆っている ウエイトの刻み(プレート1枚増やした重さ)が2.5kg以下	台	1
3	BB4500 SSマシン シーテッド・レッグカール	負荷記載表示が実際に手元にかかる負荷値を表示 ウエイトスタック部分の前後がカバーで覆っている ウエイトの刻み(プレート1枚増やした重さ)が2.5kg以下 スタート角度は引き上げやすいようにグリップレバーを採用 巻き込み防止用セーフティーバーを採用	台	1
4	BB4400 SSマシン レッグエクステンション	負荷記載表示が実際に手元にかかる負荷値を表示 ウエイトスタック部分の前後がカバーで覆っている ウエイトの刻み(プレート1枚増やした重さ)が2.5kg以下 巻き込み防止用セーフティーバーを採用	台	1
5	BB4100 SSマシン シーテッド・ロー	負荷記載表示が実際に手元にかかる負荷値を表示 ウエイトスタック部分の前後がカバーで覆っている ウエイトの刻み(プレート1枚増やした重さ)が2.5kg以下 ツウエイグリップを採用	台	1
6	BB4800 SSマシン クランチ	負荷記載表示が実際に手元にかかる負荷値を表示 ウエイトスタック部分の前後がカバーで覆っている ウエイトの刻み(プレート1枚増やした重さ)が2.5kg以下	台	1
7	BB4900 SSマシン バックエクステンション	負荷記載表示が実際に手元にかかる負荷値を表示 ウエイトスタック部分の前後がカバーで覆っている ウエイトの刻み(プレート1枚増やした重さ)が2.5kg以下	台	1
8	BG3402 ラボードX P 7 0 s h	速度が1.0~18.0 km/h以上 段階式速度上昇機能 傾斜が0~15% コードレスイヤーセンサが標準装備 赤外線センサによるベルト自動停止装置機能 シリコンオイル自動注入機構が標準装備 定脈拍トレーニングプログラム付 施設の利用状況にあわせた環境設定が可能 液晶表示の文字を日本語と英語に切り替えられる 使用方法・分からない語句を説明する機能を搭載	台	2
9	BG2201 ラボードL X 2 2 0 0手すり付	速度が1.0~18.0 km/h以上 設定ステップ0.1 km/h 傾斜: 0~15% 設定ステップ0.5% 表示(LED): 速度、傾斜、走行時間、走行距離 表示(LCD): カリ、運動強度、歩幅、歩数、ハートレート、運動経過 脈拍検出: グリップセンサ プログラム: マニュアル、ゴール設定、コース 走行ベルト自動停止装置: 走行者センサ 施設の利用状況にあわせた環境設定が可能 液晶表示の文字を日本語と英語に切り替えられる 使用方法・分からない語句を説明する機能を搭載	台	2
10	BG8205 コードレスバイクV 7 0 i	コードレス 操作が簡単な日本語表示 初期負荷が20W以下 体力測定機能付 脈拍を管理できる定脈拍トレーニングプログラム付 施設の利用状況にあわせた環境設定が可能 使用方法・分からない語句を説明する機能を搭載	台	3
11	BG8503 コードレスバイクV 6 0 R i	コードレスなので配置が電源位置に左右されない 機構部とシート部が分割してあるので、本体をまたがずに 乗り降りできる イヤーセンサに加え、グリップセンサもついており手軽に 脈拍の確認ができる 脈拍を管理できる定脈拍トレーニングプログラム付 施設の利用状況にあわせた環境設定が可能 使用方法・分からない語句を説明する機能を搭載	台	2
12	BM3210 フラットアジャスタブルベンチ	背当て角度が0度~90度まで9段階調節 シート部角度が0度~40度まで5段階調節	台	2
13	BM3010 スーパインプレスベンチ	シャフト受けが5段階以上 シャフト受けが外れを防止するロックピン付 高さ調節可能な落下防止アーム付 ディスクハンガー付	台	1
14	BM3800 スクワットラック	シャフト受けが外れを防止するロックピン付 高さ調節可能な落下防止アーム付	台	1
15	BE9A0101 ラバーセットダンベル 12~30kg	2kgおき2個1組10セット 回転式ダンベル ゴムディスクタイプ	台	1
16	BD9A56 ダンベルラック 10セット用	10セット収納 2段式 ペイントタイプ	台	1

	品名	規格・仕様等	呼称	数量
17	BE9A45 クロームダンベルセット 1~10kg	1kgおき2個1組10セット 回転式ダンベル	台	1
18	BD9A57 ダンベルラック 10セット用	10セット収納 3段式 ペイントタイプ	台	1
19	BC9A3046 ステンレスオリンピックバー	長さ2200mm プレート差込口φ50mm グリップ部φ28mm	本	1
20	BC9A3060 オリンピックスタンダードカラー	直径50mm用 クローム仕上げ	組	1
21	BC9A5060 オリンピックスタンダードカラー	直径50mm用 ペイント仕上げ	組	1
22	BC9A0099 キャリブ・ペイントプレート	重量によって直径が段階的に違うもの	組	1
23	BH9450 ストレッチマット	サイズが1800mm×1800mm	枚	2
24	BM3700 パワーラック	シャフト受けは16段階の高さ調節可能 高さが2150mmにあるフィンギングバーは複数のトレーニングが可能	台	1
25	BC9A1020~BC9A1029 オリンピックラバーイーゼルプレート	重量によって直径が段階的に違うもの	組	1
26	BC9A3041 パワーリフティングバー	長さ2200mm プレート差込口φ50mm グリップ部φ28mm	本	1
27	BD9A514 バーベルプレートホルダー	直径50mm用 6ポジション	台	1